株式譲渡と事業譲渡

	株式譲渡	事業譲渡	合併·株式交換·株式移転	その他(新株発行等)	合計
2010年	7	1	0	2	10
2011年	5	4	2	4	14
2012年	10	1	0	1	12
2013年	8	1	2	1	12
2014年	9	3	2	1	15
合 計	39	10	6	9	63

上の表は、茨城県内における過去5年間のM&A件数を株式譲渡、事業譲渡、合併・株式交換・株式移転、その他(新株発行等)の4つに区分しています。

表からもわかるように株式譲渡が大多数を占め、次に事業譲渡が採用されています。 今回は、この2つの形態について説明します。

1. 株式譲渡

株式譲渡は、法人全体の譲渡であり、株主の変更によりすべての資産・負債・取引上の契約等が譲受側へ引き継がれることになります。 株式譲渡の譲受側における主なメリットとデメリットは以下のとおりです。

●メリット

- ・従業員や取引先との契約等の個別の承継が 不要で、手続きが簡略化できる。
- ・債権者保護手続きや株主総会の開催などの 会社法上の特別な手続きが不要で、迅速に 進めることが出来る。

●デメリット

- ・税金等の未払やオフバランスの退職給付債 務、訴訟リスク等の簿外債務を承継するリ スクがある。
- ・不必要な経営資源(余剰人員・遊休不動産 等)まで承継することになる。

2. 事業譲渡

事業譲渡は会社が保有する特定の事業や資産 (ケースによっては特定の負債も)の全部または 一部を譲渡することです。

事業譲渡の譲受側における主なメリットとデメ リットは以下のとおりです。

●メリット

- ・必要な部分のみを切り離すことが出来るため、 第外債務を承継するリスクがない。
- ・のれん代が計上される場合は、償却による 節税メリットの可能性がある。

●デメリット

- ・従業員や取引先の契約等は個別に承継が必要で、手続きが煩雑である。
- ・国の法令によって定められた許認可(酒類販売業、旅館・ホテル業、産業廃棄物処理業、パチンコ業等の営業許可等)は、基本的に承継されない場合が多く、再取得しなければならない。

過去5年間の茨城県内におけるM&A事例については、株式譲渡は上場会社の子会社の承継や 未上場企業のオーナーの事業承継による承継の 場合が多く、事業譲渡は「選択と集中」で事業 の一部切り離しによる承継や事業再生手続き中 の会社から事業全体を承継する場合が多くなっ ています。M&Aの形態については、一般的に株 式譲渡を中心に検討し、事業再生等の事情によ り資産・負債等の分別が必要な場合は事業譲渡 を検討するように、ケース・バイ・ケースで的 確な選択が求められます。

(みらいコンサルティンググループ)

新たに創設された贈与税の非課税措置の活用

平成25年度の税制改正で教育資金贈与の非課税制度が創設されたことは未だ記憶に新しいところですが、平成27年度の税制改正では「結婚・子育て資金に充てるために金銭等を贈与した場合に、受贈者1人当たり1,000万円まで非課税とされる制度」が新たに創設されました。今回はその内容をご紹介致します。

(1)制度の概要

この制度は「父母・祖父母」からその「子や孫」に、結婚・子育てのための資金を一括して贈与すれば1人当たり最大1,000万円まで非課税となる制度です。(結婚資金だけの贈与を行なうことも出来ますが、この場合は1人当たりの非課税枠は最大で300万円となります。)

非課税となるための要件

この非課税制度の適用を受ける為に は、次の要件に当てはまる必要があり ます。

①期間

平成27年4月1日~平成31年3月 31日までの間の贈与であること

②対象者

(贈与者):受贈者の直系尊属

(曾祖父母・祖父母・

父母)から

(受贈者):20歳以上50歳未満の者

(子・孫(曾孫))へ

③資金の範囲

(結婚関係):婚礼や披露宴の費用、新居の住

居費や引っ越し代のうち一定の

もの

(子育て関係):妊娠・出産費用、子供の医療

費や保育料のうち一定のもの

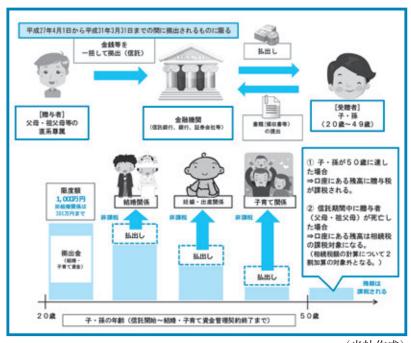
④非課税枠(限度額)

(結婚関係):最大300万円 (※1) (子育て関係):最大1,000万円

(※1) 1,000万円の枠内で最大300万円まで非課税

制度の適用の終了

- ①受贈者が50歳に達した場合
- ②受贈者が死亡した場合
- ③資金(信託財産等)の残高が0となった場合
- ④贈与者が死亡した場合(使い切れなかった資金は相続財産に持ち戻されます)



(当社作成)

(2)注意点

今回新設された制度では、この制度を利用して贈与された資金を使い切る前に、もしも贈与者(祖父母や父母等)が死亡した場合には、死亡した時点でその残額を相続あるいは遺贈されたものとみなされて相続税が計算されることになっています。

つまり、節税対策の一つとして贈与を行っていた場合、この資金を使い切る前に贈与者が死亡してしまうと使い切れなかった部分についてはその目的が果たせなくなってしまいます。

また、結婚・子育て資金以外のために払い出 しをおこなった金額については、贈与税の課税 対象になってしまう点にもご注意下さい。

※受贈者が50歳に達したとき等に残額がある場合についても、その残額については贈与があったものとみなされます。

(みらいコンサルティンググループ)